

**島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会**  
**第2回会議 議事録**

- 1 日 時 令和5年8月3日(木) 午後1時30分～午後3時20分
- 2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席3名 定数3名  
労働者代表委員 出席3名 定数3名  
使用者代表委員 出席3名 定数3名
- 4 主要議題 ○ 金額審議

【部会長】 ただいまから島根地方最低賃金審議会島根県最低賃金専門部会第2回会議を開会します。

事務局から本日の配付資料の確認をしてください。

【指導官】 本日は、会議次第が1枚です。以上です。

【部会長】 次に、事務局から委員の出席状況について報告してください。

【指導官】 委員の出席状況を報告します。

本日は、全員に出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項により、本日の会議は定足数を満たしており、有効に成立しますことを御報告いたします。

また、本日の会議及び議事録につきましては公開となっております。

本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに7月24日から7月31日まで掲示いたしました結果、1名の傍聴希望者があり、本日1名の方が傍聴されますので併せて御報告いたします。

【部会長】 本日の会議は公開しております。

ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若

しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第5条第1項に基づき、以降の会議を非公開とする場合がありますことを傍聴人の方々は予め御承知おき願います。

【部会長】 では会議次第2の金額審議に入ります。

前回8月1日の第1回専門部会において、労働者側委員からは、Bランクとなったが、これまで同様に島根県にふさわしい最低賃金を決定するため、公労使が真摯に議論をしていくことに努めるべきである。

今春闘の結果は、連合島根集計では結成以来となる平均賃上げ額となった。

審議会資料に示されているように、低廉な賃金で働く方の収入の行き先はそのほとんどが消費に回されており、最低賃金近傍で働く人にとっては現在の収入による生活はギリギリであると言わざるを得ない。

事業の支払い能力に関しては、賃上げ原資の確保することへの苦労は一定理解するが、業務改善助成金が大いに活用されているとは言い難く、パートナーシップ構築宣言企業も鳥取に次いで少ない状況で、価格転嫁など適正な取引価格としていく取り組みは労使が直面している課題である。

未満率・影響率に係わるサンプル数を見ると仮に目安40円の引上げとなった場合の前後を見ても、僅かにしか直接影響を及ぼさない実態が示されており、企業の支払い能力は高い水準にある。

一番に考えなければならないことは若者の県外流出に歯止めをかけることで、新規学卒者・IUターンの方に島根を選んでもらうには県内企業の魅力を伝えることと、働き方の価値に見合う賃金に代表される労働環境を向上させることにある。

最低賃金審議とその結果において、他県とは違う強いメッセージを残していかなければならないし、大都市圏との格差を少なくしていくことが具体的なアプローチとなり得る。

Bランク初年度の議論としては、一刻も早く中央との賃金格差を解消していくために時給900円はもとより、1,000円に到達するための礎をつくらなければならない。との発言がありました。

一方、使用者側からは、労働側の意見には多々納得できるところがあり同じ目線を共有していると思うが、問題は人手不足で島根の有効求人倍率は長らく全国上位にある。今春は多くが賃上げを実施しているが人手不足解消のための消極的賃上げでありアグレッシブな賃上げとなっていない。

2024問題に係わって、特に運輸業、建設業では人手不足がみられ、賃上げだけでは人が集まらず、構造的問題として2024問題が重くのしかかってくる。

審議データのうち改定状況調査の第4表の特に③が重要と思っており、島根が属するBランクは2.4%引上げである。使用者側としては従来通り③を重視したい。

パートナーシップ構築宣言企業が鳥取に次いで少ないことは労働側の意見の通りだが、残念ながら島根は下請け体質の労働集約型が多く、賃上げを価格転嫁できていない。

コロナが形として終了し企業活動が活発化するが、ゼロゼロ融資の返済や雇調金の特例などの支援策の終了により、これからは企業が自活していかなければならないが、見通しが立っていない状況である。支払い能力としてはこれから厳しい時期を迎える。

人への投資ということで最賃を上げることには反対ではないが、引き上げすぎると企業経営が厳しくなる。

賃上げ圧力で防衛的に引き上げるところはあるが、持続的に引き上げるための支援、環境を整えたうえでの賃上げとなるべきである。

との発言がありました。

前回は、労使双方からそれぞれのご意見をお聞きしましたが、金額提示を含めた金額審議については、今回の専門部会に持ち越すことになっていました。

本日は、労使それぞれ御検討いただいた上で部会に臨んでおられると思いますので、引き続き労使双方から御意見をいただき、金額についての審議を深めたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、本日の審議にあたりまして、冒頭のところで全体に向けまして何か御発言があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」)

どうでしょうか。無いようであれば、この後は労使別室に分かれて、それぞれ個別にお話をさせていただくことにしたいと思います。

【景山委員】 そういうことでしたら、一応、この場所で我々としては金額提出させていただいた後に、別れての審議をさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【森脇委員】 結構ですけど、公開なんですか。

【景山委員】 そこを諮ってもらいたいと思うのですが。

【部会長】 金額の部分について公開するのかどうかですか。

【景山委員】 我々としては中立性の担保という観点から、非公開として取り扱っていたのであれば、この場面で金額を提示させていただければと思います。

【室長】 当初の話しでは別れてからと伺っていましたが、この場でその取り扱いを決めてもらえばと思いますけど、使側が後ほどということであれば。

【森脇委員】 はい、我々は後ほどです。

【部会長】 後は個別協議に入りますが、その前に労側としてその前に金額を提示するところまで公開とすることで皆さん御承知ということであればそうします。

【景山委員】 いや、違います。

この場で、我々の言葉として提示させていただきたいことが第一。それに当たっては、非公開で取り扱っていただければそれをする。非公開でなければ、先ほどおっしゃったように公労公使の場面で金額を提示させていただく、

と言うことです。

【部会長】 今の景山委員の発言は、中立性の観点からということが理由というのでしょうか。

【景山委員】 はい。

【森脇委員】 我々はこの場で提示するつもりはありませんので、提示される側の方からの意見を尊重したいと思います。労働側の方でどういう方向で行きたいかということをはっきりしてもらえばその意見に同調します。

【部会長】 分かりました。それでは労側の方から金額提示をした上で非公開とするという申し出があって、使用者側としてはそれで良いということで、公益の皆さんもよろしいでしょうか。

(「はい」)

では、そのような形で金額提示していただいた上で今回させていただくということとします。

【部会長】 これからは、具体的な金額審議になりますが、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれや、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがありますので、島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第5条第1項に基づき、これからは非公開といたします。

また、第6条第2項により議事録も非公開とし、同条第3項により議事要旨を公開することとさせていただきます。

【部会長】 申し訳ございませんが、傍聴人の方は退出していただくこととなります。よろしくお願ひします。

(退出のため中断)

(以下、議事要旨のみ公開)